

2010年1月14日
(平成22年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

防災行政無線の運用管理に係るコンピュータ処理について（答申）

2010年1月5日付けで諮問（第422号）された防災行政無線の運用管理に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経緯について

本市では、答申第399号を受け2009年10月1日午前8時より、防災行政無線を活用して藤沢警察署又は藤沢北警察署から依頼された行方不明者の捜索に係る放送を実施している。又放送内容を聞き逃した方のために、放送したメッセージを電話応答装置で聞くことができるシステムになっている。

放送開始以来12月末までの間に行方不明者の捜索放送を8回実施し、全てが翌々日までに発見されている。

防災行政無線に関しては、市内全域に248局の子局を整備しているが、中高層建築物等により放送内容が聞き取りにくい地域もある状況である。

放送内容を聞き逃した方に対しては、電話サービスにより対応しているところではあるが、昨今放送内容について、市ホームページでの公開をするべきではないかとの意見が多数寄せられている状況である。

そこで今回は、放送したメッセージを文章としてホームページに掲載するた

めに、コンピュータ処理することについて諮問するものである。

(2) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理をする必要性

ホームページによる市民等への情報の伝達の重要性は年々増加しており、今回の意見についても、多くがインターネットより寄せられたものである。情報伝達手段の多様化のため、防災行政無線による広報内容を、ホームページにて閲覧できるようにしたいと考えている。そのためには、内容を入力する必要があるため、コンピュータによる処理が不可欠であると考えられる。

イ コンピュータ処理をする個人情報の項目

次に上げる項目の中で、防災行政無線による広報に含まれるもの。

- (ア) 年齢
- (イ) 住所（町丁字名まで）
- (ウ) 性別
- (エ) 身体的特徴
- (オ) 服装

ウ コンピュータ処理をした個人情報の掲載方法等

コンピュータ処理した個人情報については、市ホームページのトップページにリンクを貼っている防災GISのページに掲載する。

防災GISのページへは、市のホームページのトップページ右側の防災インフォメーション欄より移行することができる。

エ システムの構成

防災GISの構成は構成図のとおりである。

なお、防災GISサーバは災害対策課内の防災無線室に設置され、部外者が容易に立ち入れないようになっている。

オ 掲載した個人情報の管理

防災GISへの公開情報の登録は、防災GISの庁内用ホームページより行うこととする。

庁内用ホームページへのアクセスは、IPアドレスによって制限され、庁内のパソコンからしかできなくなっている。また、庁内用ホームページのURLは非公開となっており、庁内用ホームページへはさらにパスワードによる認証が必要となる。

なお情報の登録は、防災行政無線の放送分担と同様に平日午前8時30分から午後5時15分については災害対策課職員が、それ以外の時間帯については通信指令課の職員が行うものとする。

ホームページに掲載した個人情報については、放送日翌日の午前9時に消去する。

また、ホームページに掲載することについては、検索依頼者より個人情報公開同意書により同意をとることとする。

なお、ホームページへ情報を掲載するほか、市民からの問い合わせに対応する市職員のため、電話交換室、コールセンター及びその他各部署に放送内容についての情報提供を行う。

情報提供は上記イと同様の項目の中からのみ行うものとし、電話交換室及びコールセンターに対しては、警察から提出された放送依頼書からイに含まれない情報を消したものをFAXすることにより行う。その他の部署に対しては、職員ポータル掲示板に、放送を行った事実及び放送内容（上記項目）について掲載することにより行う。

また、それらについても個人情報公開同意書により検索依頼者より同意をとる。

なお、口頭で実施機関から、行方不明者が見つかった場合には、見つかった時点で当該個人情報が消去され、行方不明者の方は見つかりましたとの情報に切り替えられるとの説明があった。

(3) 安全対策について

諮問第399条と同様に、個人情報の記載された放送依頼書及び個人情報公開同意書については、事務終了後速やかに鍵のついた保管庫に管理し、1年間保存する。保存期間が終了したものについては、シュレッダーで裁断した後、廃棄する。

(4) 実施時期について

2010年2月1日午前8時以降放送依頼があったときより実施する予定である。

(5) 提出資料

- | | |
|--|--------|
| ア 個人情報取扱事務届出書 | ・・・資料1 |
| イ 行方不明者の検索及び不審な事案に係る藤沢市防災行政無線活用に関する覚書（写） | ・・・資料2 |
| ウ 放送依頼書（第1号様式） | ・・・資料3 |
| エ 個人情報公開同意書（現行） | ・・・資料4 |
| オ 個人情報公開同意書（変更案） | ・・・資料5 |
| カ 放送文（案） | ・・・資料6 |

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

コンピュータ処理を行うことについて

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

ホームページによる市民等への情報の伝達の重要性は年々増加しており、ホームページにて閲覧できるようにするためには、内容を入力する必要があるため、コンピュータによる処理が不可欠であるとのことである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

防災GISへの公開情報の登録は、防災GISの庁内用ホームページより行うこととする。

庁内用ホームページへのアクセスは、IPアドレスによって制限され、庁内のパソコンからしかできなくなっている。また、庁内用ホームページのURLは非公開となっており、庁内用ホームページへはさらにパスワードによる認証が必要となる。

なお情報の登録は、防災行政無線の放送分担と同様に平日午前8時30分から午後5時15分については災害対策課職員が、それ以外の時間帯については通信指令課の職員が行うものとする。

ホームページに掲載した個人情報については、放送日翌日の午前9時に消去する。

諮問第399条と同様に、個人情報の記載された放送依頼書及び個人情報公開同意書については、事務終了後速やかに鍵のついた保管庫に管理し、1年間保存する。保存期間が終了したものについては、シュレッダーで裁断した後、廃棄する。

なお、口頭で実施機関から、行方不明者が見つかった場合には、見つかった時点で当該個人情報が消去され、行方不明者の方は見つかりましたとの情報に切り替えられるとの説明があった。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上